

加入員の皆さまへ

大阪府電設工業健康保険組合

「年収の壁・支援強化パッケージ」の対応について（お知らせ）

日頃は健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、厚生労働省から発表された「年収の壁・支援強化パッケージ」について、令和5年10月20日からの当健康保険組合の対応を下記のとおりとしますのでお知らせいたします。

記

（1）社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外

「社会保険適用促進手当」とは、事業主が新たに社会保険に加入する短時間労働者に対して、その労働者の保険料負担を軽減するために支給するものです。

この「社会保険適用促進手当」について、標準報酬月額が104千円以下の労働者に支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として、最大2年間は標準報酬月額・標準賞与額の算定から除外することができます。

なお、事業所内の公平性を考慮し、同一事業所内の同条件で働く、すでに社会保険が適用されている労働者に対して、特例的に同水準の手当を支給する場合も同様に、最大2年間は標準報酬月額・標準賞与額の算定から除外することができます。

（2）事業主証明による被扶養者認定の円滑化

収入のある方の被扶養者認定については、届書に直近3か月の給与明細書(写)等を添付していただき、年収見込額が認定基準である130万円未満（60歳以上・障害年金受給者は180万円未満）であることを確認し認定しているところです。

その確認において、年収見込額が『人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動』により130万円を超える場合は、その理由による収入超過であることの被扶養者(認定対象者)の勤務先の事業主証明(様式別添)及び、雇用契約書(写)（一時的な収入変動がない状態のもの）を、従来必要な添付書類と併せて提出していただき確認のうえ認定することになります。

ただし、「一時的な収入変動」という観点から、上記要件で認定できるのは、1回目の確認から、当組合の被扶養者の検認時、または1年程度で再度確認することとし、連続2回までが対象となります。

※ 上記の要件に該当する場合であっても、原則として被扶養者の収入が被保険者の収入の2分の1を超える場合や、別居で送金額以上の収入がある場合、その他収入要件以外の要件を満たしていない場合は認定できません。

※ 扶養認定に当たっては、提出書類等を確認のうえ総合的に判断いたします。上記書類の提出によって必ず認定されるものではありませんのでご注意ください。

また、必要な場合は上記以外の確認書類を提出していただくことがあります。

※ 今回の「年収の壁・支援強化パッケージ」による対応は、当面の対応として導入されているものであり、今後は制度改正が予定されています。

○ 「被扶養者(認定対象者)の勤務先の事業主証明」の様式については、『申請書ダウンロード』からご利用できます。

○ 上記についてご不明な点がございましたら、健康保険組合業務課までお問合せください。

大阪府電設工業健康保険組合 業務課

TEL : 06 - 6385 - 2851